

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年4月23日(水)午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 椎名正和 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	20番 加瀬浩市 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 22件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について
1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
2件

議案第4号 農地買受適格証明願について 4件

議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について
1件

議案第6号 平成26年度第1次農用地利用集積計画(案)について(別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局)
事務局長ほか2名
(匠瑳市産業振興課)
職員2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成26年度4月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、増田会長から御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匠瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、17番及川誠委員、18番大木一夫委員を指
名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長 続きますして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号1番と11番から14番及び16番と17番から22
番までは所有権移転に関する件、番号2番から10番までと15番は賃借
権に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から22番までを議案書をもとに朗読】

番号1番から22番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

7番 　番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

25番 　番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号4番から10番までは同一の譲受人です。譲受人は意欲的に営農を
していますが、今回新たに法人を設立し規模拡大を図るもので、所有農機
具などからも問題ないと思われ
ます。

17番 　番号11番について、農地を交換し効率を図るもので譲受人は意欲的に
営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号12番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思わ
れます。

11番 　番号13番と14番について、互いの農地を交換し効率を図るもので双
方とも意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

10番 　番号15番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思わ
れます。

21番 　番号16番と17番について、譲受人は同一人です。自作地の隣接地で
作業効率の向上と規模拡大を図るもので問題ないと思われ
ます。

番号18番について、自作地の隣接地で作業効率の向上と規模拡大を図
るもので問題ないと思われ
ます。

19番 　番号19番から21番までについて、譲受人は同一人です。譲受人は意
欲的に営農をしております自作地の隣接地で作業効率の向上と規模拡大を図
るもので問題ないと思われ
ます。

番号22番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思わ
れます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件でございます。

【議案第2号、番号1番を議案書をもとに朗読】

番号1番は、太陽光発電設備を現況畑計2925㎡に建設する計画です。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

3番 番号1番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件でございます。

【議案第3号、番号1番及び2番を議案書をもとに朗読】

番号1番は、駐車場用地として現況畑74㎡を譲受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、専用住宅用地として現況畑762㎡を譲受け、に計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 番号1番について、申請地に経営している材木店の駐車場を計画するものです。併せてその隣接地を譲受け、作業場を計画しています。

周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

2番 番号2番について、子の結婚を契機に子のために専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。
申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番から4番までを議案書をもとに朗読】

番号1番から4番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

13番 番号1番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、通作距離などからみても問題ないと思われま

す。番号2番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図

るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われま

15番 番号3番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を
図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われま

8番 番号4番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を
図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われま

議長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見は
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「農地買受適格証明願について」の番号1番から4番までに
ついて質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。原案のとおり決することに賛
成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出に
ついて」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番については、畑2筆を売買したいとのことです。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に8番岩
井淳委員、21番林豊委員を選出したいと考えますが、御異議ございませ
んか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に8番岩井淳委員、21番林豊委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号、「平成26年度第1次農用地利用集積計画について」を議題といたします。本案につきましては、去る21日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、報告をお願いいたします。

【農地銀行運営委員会からの報告】

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。詳細については、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第6号「平成26年度第1次農用地利用集積計

画について」 質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
議案第 6 号「平成 26 年度第 1 次農用地利用集積計画について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法 18 条第 6 項の規定による通知について 1 件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	22 件
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について	1 件
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について	2 件
議案第 4 号 農地買受適格証明願について	4 件
議案第 5 号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	

議案第6号 平成26年度第1次農用地利用集積計画(案)について (別冊) 1件
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成26年4月23日の匝瑳市農業委員会の定例総会
を閉会いたします。